

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

### 1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(2月12日公表時点)

	R4年9月26日 ～11月	R4年12月	R5年1月	R5年2月	合計
出雲保健所管内	7,320	8,721	5,911	1,044	22,996
松江保健所管内	7,182	11,228	7,162	594	26,166
雲南保健所管内	1,700	2,490	1,543	307	6,040
県央保健所管内	2,378	1,862	1,508	98	5,846
浜田保健所管内	3,201	3,032	1,768	303	8,304
益田保健所管内	2,933	2,156	1,511	190	6,790
隠岐保健所管内	386	549	590	60	1,585
陽性者登録センター	0	1,184	2,379	238	3,801
島根県 計	25,100	31,222	22,372	2,834	81,528

島根県内の入院中：121人 宿泊療養中：2人 自宅療養中：1,151人【死亡者：282人】

全国の感染症患者数(累計)：32,949,351人(厚生労働省報道発表資料)

### 2. 市の主な対応状況

#### (1) 市対策本部会議等

第49回出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(令和5年1月6日)

- ・市内の患者確認状況について

#### (2) 市民等への情報提供、注意喚起

- ・令和4年12月22日、令和5年1月6日

市長メッセージ発出(市ホームページ、SNS、防災メール等)

- ・令和4年12月22日、令和5年1月25日、2月10日

市長記者会見(YouTube公開)

#### (3) ワクチン接種に関する対応

- ・オミクロン株対応ワクチン接種の開始(令和4年9月末～)
- ・乳幼児(生後6か月～4歳)ワクチン接種の開始(令和4年11月中旬～)

※実施状況等については、資料福1「新型コロナワクチン接種の実施状況等について(第22報)」のとおり

#### (4) 医療機関における対応

##### ①出雲市立総合医療センター

- ・「発熱外来・検査センター」の設置
- ・病棟での「面会禁止」を継続

- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入対応（確保病床数25床）  
（令和4年11月18日～）

②出雲休日・夜間診療所

発熱等の有症状者に対し、休日（小児科・内科）及び夜間（小児科のみ）における診療及び抗原定性検査を車内にて実施

【診療・検査医療機関の指定】令和4年1月

※7月以降の受診者数増加を受け、冬季のインフルエンザ患者の受入にも備え、受付等の職員を増員し診療体制を強化して対応中

(5) 出雲市消防本部における対応

新型コロナウイルス感染症による救急搬送状況

令和4年11月	44人
令和4年12月	108人
令和5年 1月	100人
令和5年 2月（8日現在）	16人

(6) 出雲保健所への市職員（保健師）の応援派遣

県が行う積極的疫学調査を支援するため、市職員（保健師）を出雲保健所へ派遣（1日あたり1～4人役）。令和4年9月12日で今年度の派遣は終了

【派遣開始】令和4年1月17日

【業務内容】積極的疫学調査、健康観察

派遣期間	派遣人数
令和4年1月17日～令和4年9月12日	延べ523人

※1日2名～4名の派遣

(7) 市の公共施設の対応

キャンセル時の使用料免除の取扱い

新型コロナウイルス感染症を理由とする公共施設のキャンセルについて、使用料の徴収免除の取扱いについては、令和5年3月31日の使用取消申し出分までを対象とし、これ以降は通常のとおりとする。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

○令和4年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	金額
第1回補正	①芸術文化元気はつらつ活動応援事業	2,000
	②中小企業者等事業復活支援給付金事業	209,000
	③キャッシュレスポイント還元消費喚起事業	164,000
	④中小企業者等デジタル化促進支援事業	82,000
	⑤商工団体等事業継続支援活動補助	7,000
	⑥出雲のおもてなしイベント事業	10,000

	⑦出雲の観光イメージアップ事業	11,000
	⑧泊まって応援！ 出雲の観光キャンペーン事業	60,000
	⑨ICT活用教育推進事業	5,000
	小計	550,000
第2回補正	①子育て世帯生活支援特別給付金事業	210,000
第4回補正	①住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	330,000
	②出雲のお店応援市民商品券発行事業	602,000
	③新型コロナウイルスワクチン接種事業	70,000
	④コミュニティセンター管理費	7,000
	⑤診療所施設整備費	2,000
	⑥児童福祉施設等における感染症対策経費	85,300
	⑦情報環境整備事業（小・中学校）	17,900
	⑧ICT活用教育推進事業	11,800
	⑨修学旅行費支援事業（小・中学校）	4,000
	小計	1,130,000
第5回補正	①タクシー事業者燃料費高騰緊急対策事業	8,000
	②貨物運送事業者燃料費高騰緊急対策事業	30,000
	③飼料高騰緊急支援事業	91,000
	④一畑電車活性化事業	1,000
	⑤子どもの生活・学習支援事業	3,300
	⑥産地創生事業等推進費	20,650
	小計	153,950
	⑦中小企業者等事業復活支援給付金事業	△180,000
	合計	△26,050
第6回補正	①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業	740,000
	②新型コロナウイルスワクチン接種事業	545,000
	小計	1,285,000
第7回補正	①一畑電車活性化事業	17,500
	②出雲生活バスサービス事業	43,900
	③障がい福祉施設物価高騰緊急対策事業	36,200
	④介護施設物価高騰緊急対策事業	46,600
	⑤保育所等物価高騰緊急対策事業	5,500
	⑥中小企業者等物価高騰対策特別給付金事業	430,000
	⑦中小企業者等物価高騰対策省エネ支援事業	96,000
	⑧アニメコンテンツを活用した誘客促進事業	5,000
	⑨出雲の温泉魅力発信・利用促進事業	7,500
	⑩肥料価格高騰緊急対策事業	22,000

	⑪省エネ林業用機械購入支援事業	25,000
	⑫小・中学校管理費	9,100
	小 計	744,300
	⑬キャッシュレスポイント還元消費喚起事業	△122,000
	合 計	622,300
第9回補正 (案)	①住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	△106,700
	②子どもの生活・学習支援事業	△5,000
	③商工団体等事業継続支援活動補助	△2,000
	④中小企業者等デジタル化促進支援事業	△11,000
	⑤中小企業者等事業復活支援給付金事業	△5,200
	⑥出雲のお店応援市民商品券発行事業	△30,000
	⑦貨物運送事業者燃料費高騰緊急対策事業	△2,000
	⑧中小企業者等物価高騰対策省エネ支援事業	55,000
	⑨産地創生事業等推進費	△2,200
	⑩肥料価格高騰緊急対策事業	7,200
	⑪農業用水利施設電気料金高騰対策補助	7,000
	⑫修学旅行費支援事業(小学校)	△1,900
	⑬指定管理施設電気・燃料費等高騰対策費(38施設)	136,220
	小 計	39,420
総 計		3,810,670

## (2) 各種支援事業の給付状況等

○令和4年度事業

(2月3日現在 金額単位：円 執行率：%)

事業名	事業 開始日	申請受付 終了日	件 数	金 額	予算 執行率
住居確保給付金	平成27年 4月1日	未定	0	0	—
水道料金・下水道使用料の 支払猶予	令和2年 5月1日	未定	3	18,168	—
傷病手当金	令和2年 5月12日	令和5年 3月31日	52	1,368,922	100
中小企業者等事業復活支援 給付金事業	令和4年 5月9日	令和4年 7月29日	87	18,700,000	78.2
キャッシュレスポイント還 元消費喚起事業	令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	—	32,401,000	21.6
中小企業者等デジタル化促 進支援事業	令和4年 5月16日	令和4年 7月29日	78	30,940,000 (交付決定額)	38.7
中小企業者等デジタル化促 進支援事業(2次受付)	令和4年 9月1日	令和4年 11月30日	113 計191	41,007,000 計71,947,000	51.2 計89.9
商工団体等事業継続支援活 動補助	令和4年 4月1日	令和5年 3月31日	6	4,285,000	61.2

事業名	事業 開始日	申請受付 終了日	件 数	金 額	予算 執行率
出雲のお店応援市民商品券 発行事業	令和4年 10月1日	令和4年 12月31日	987,665	493,832,500	94.3
貨物運送事業者燃料費高騰 緊急対策事業	令和4年 10月14日	令和5年 2月28日	110	22,550,000	75.9
中小企業者等物価高騰対策 特別給付金事業	令和5年 1月23日	令和5年 3月17日	68	8,000,000	1.9
中小企業者等物価高騰対策 省エネ支援事業	令和5年 1月23日	令和5年 3月31日	10	3,925,000	4.1
出雲のおもてなしイベント 事業	令和4年 9月24日	令和5年 3月予定	—	8,079,000	80.7
泊まって応援！出雲の観光 キャンペーン事業	令和4年 5月9日	令和5年 3月31日	—	59,850,000	99.8
芸術文化元気はつらつ活動 応援事業	令和3年 4月1日	令和5年 3月31日	24	1,480,000	74.0
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	令和3年 7月1日	令和4年 9月30日	29	6,600,000	56.7
国民健康保険料の減免	令和4年 5月25日	令和5年 3月31日	14	2,009,661	—
後期高齢者医療保険料の減 免	令和4年 4月1日	令和5年 3月31日	7	147,690	—
介護保険料の減免	令和4年 5月25日	令和5年 3月31日	8	482,888	—
市営住宅家賃の減免	令和2年 5月21日	令和5年 3月1日	0	0	—
新型コロナウイルス抗原検 査キット費用助成事業	令和4年 7月14日	令和4年 8月12日	16,556	16,556,000	82.8
住民税非課税世帯等臨時特 別給付金事業	令和4年 6月29日	令和4年 11月30日	1,912	210,320,000	65.9
私立認可保育所等特別事業 補助金	令和4年 6月28日	令和5年 3月31日	52	32,990,470	89.4
病児・病後児保育事業補助 金	令和4年 6月28日	令和5年 3月31日	6	4,704,203	98.0
保育士等処遇改善臨時特例 事業	令和4年 4月1日	令和4年 9月30日	54	113,220,540	98.9
各種児童福祉施設感染症対 策事業（児童クラブ等）	令和4年 6月28日	令和5年 3月31日	50	22,669,257	96.5
国・子育て世帯生活支援特 別給付金事業	令和4年 6月7日	令和5年 3月31日	2,169	187,550,000	98.0
修学旅行費支援事業（小・中 学校）	令和4年 6月28日	令和5年 3月31日	4	934,382	23.4
保育所等物価高騰緊急対策 事業	令和4年 12月20日	令和5年 3月10日	55	5,500,000	100.0
電力・ガス・食料品等価格高 騰緊急支援給付金事業	令和4年 10月28日	令和5年 2月15日	12,707	635,350,000	88.9

事業名	事業 開始日	申請受付 終了日	件 数	金 額	予算 執行率
障がい福祉施設物価高騰緊急対策事業	令和4年 12月20日	令和5年 3月10日	68	30,100,000 (支給決定額)	83.1
介護施設物価高騰緊急対策事業	令和4年 12月20日	令和5年 3月10日	119	40,400,000 (支給決定額)	86.7

## 4. 市内の状況

### (1) 公共交通機関の状況（令和5年2月3日現在）

- ①出雲縁結び空港：各路線とも通常どおり運行
- ②JR：通常どおり運行
- ③一畑電車：通常どおり運行
- ④市内路線バス：災害による運休・路線変更を除き、通常どおり運行
- ⑤高速・空港連絡バス：通常どおり運行

### (2) 市内の経済状況

#### ①商工業への影響

- ・昼夜営業の県新型コロナ対策認証店では、県のプレミアム付飲食券の影響もあり、1月は昼の売上が過去最高となり、夜の利用も前半は好調とのことであった。2月は、客の入りが少し落ち着いてきたが、引き続き順調とのことである。しかし、夜の売上がコロナ禍前に戻ることは難しく、昼・夜の売上でようやくコロナ禍前に近づきつつある状況とのことである。一方で、昨年12月は、アルバイトを確保することが難しく、宴会を断ったケースも多々あったとのことである。
- ・出雲市駅北の繁華街では、1月から2月にかけて、居酒屋などでは平日は県外客、週末は地元客も加わり、昨年同時期よりも売上が増えている。2次会で利用される店では金曜日の利用は多いものの、平日は利用が少ないとのことである。全体的に見ると以前より状況は良くなっているものの、1次会だけで2次会の開催を見送るケースが多いとのことである。
- ・旅館、ホテル、飲食店のほか、学校給食、医療福祉施設に食料品を卸している事業者では、1月から2月は閑散期でもあり、売上はコロナ禍前の7割程度とのことである。コロナ禍前の売上に届いていない原因として、市外の複数の事業者が廃業し、顧客が減ったことが大きいとのことである。
- ・製造業においては、半導体を中心とした電装部品が依然として供給不足や供給が安定しないことにより、製品の完成に遅れが生じるなどの影響を受けている企業がある。また、原油価格、電気代の高騰や世界的な需要拡大による物価高騰に伴い生産コストが上昇している企業が多い。操業度は全体的に回復傾向にあるが、課題も多く残す状況である。
- ・建設業の1月期の売上については、前月比は同程度、前年同月比はやや悪化、今後3か月予測では同程度と見込んでいる。「民間工事では休日・時間外労働の減少進まず。コロナ感染者・濃厚接触者増。工期が迫った現場での感染拡大に留意」、「原材料価格の高騰」、「資材納期遅れ解消しつつある」、「需要の減少」といった事業者からの声がある。

【出雲商工会議所1月度経済動向調査報告】

## ②農林水産業への影響

- ・ 外食需要減少等の影響により、令和3年産米の価格が下落したが、令和4年産米は回復傾向である。
- ・ 冠婚葬祭等の需要減少により、切り花農家を中心に影響は続いているものの、回復傾向である。

## ③観光への影響

出雲大社周辺の観光入込客数について

- ・ 1月は雪による交通機関の影響もあり、コロナ禍前の同時期と比較し8割から9割程度であった。

## (3) 市内の雇用情勢

- ・ 12月の有効求人倍率は、1.75で前月(1.77)を0.02ポイント下回り、前年同月比では0.09ポイント上回った。
- ・ 12月の人員解雇数は、5事業所9人で前月(5事業所8人)から増加しており、引き続き注視が必要である。
- ・ 島根労働局は、県内の雇用情勢を「改善の動きが弱まっている」と判断した。

## 5. 国及び県の最近の動向

### (1) 国の主な対応状況

#### ①感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ・ 一般用新型コロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原定性同時検査キットの承認(令和4年12月5日)

#### ②水際措置の見直し

○令和4年12月30日以降の臨時的な措置(12月27日・29日)

- ・ 中国(香港・マカオを除く。以下同じ)に渡航歴(7日以内)のある入国者に入国時検査を実施。また、中国からの直行便での入国者は、全員入国時検査を実施
- ・ 中国からの直行旅客便については、到着空港を成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港の4空港に限定し、増便を行わないよう航空会社に要請
- ・ 既存の香港・マカオからの直行旅客便については、中国に渡航歴(7日以内)のある者がいないことが航空会社で確認できる場合には、新千歳空港、福岡空港、那覇空港への到着も可能

○令和5年1月8日以降の臨時的な措置(1月4日)

- ・ 中国(香港・マカオを除く。)からの直行旅客便での入国者について、出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出を求める。
- ・ 香港・マカオからの直行旅客便に関し、「到着空港を成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港の4空港に限定」する措置については、検疫体制等を確認のうえ、他の空港への到着も認める。ただし、検疫体制等を踏まえ、一定以上の増便を行わないよう航空会社に要請

○令和5年1月12日以降の臨時的な措置(1月9日)

- ・ マカオからの直行旅客便での入国者について、出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出を求めるとともに、全員入国時検査を実施

### ③新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針

(令和5年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

#### ○感染症法上の位置づけ

- ・ 特段の事情が生じない限り、5月8日から5類感染症に位置付ける。
- ・ 位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴き、予定している時期での変更を行うか最終確認したうえで実施する。
- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

#### ○政策・措置の見直し

##### (1)患者等への対応

- ・ 医療費の自己負担分に係る一定の公費支援については、期限を区切って継続することとし、具体的な内容を検討する。

##### (2)医療提供体制

- ・ 外来は、幅広い医療機関が患者の診療に対応する体制へ段階的に移行する。
- ・ 入院は、感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されなくなる。幅広い医療機関が入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へ段階的に移行する。

##### (3)サーベイランス

- ・ 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行
- ・ ゲノムサーベイランスは継続

##### (4)基本的な感染対策

- ・ マスクは、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。
- ・ 引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生を励行
- ・ 医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続

##### (5)ワクチン

- ・ 感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づき実施する。必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

##### (6)水際措置

- ・ 5類感染症への位置づけに伴い、検疫法上の検疫感染症から除外

#### ○新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- ・ 政府対策本部の廃止に伴い、都道府県対策本部も廃止
- ・ 廃止後は、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催

#### ○特措法に基づく措置の終了

- ・ 住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の終了
- ・ 都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業の終了
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止



#### ④基本的対処方針の変更（令和5年2月10日）

##### (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることとした。

##### (2) 感染防止策

マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、マスク着用の有効性に関する科学的知見等を踏まえ、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示すこととする。

① 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な以下の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バスなど概ね全員の着席が可能であるものを除く。）に乗車する時（当面の取扱）

② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

④ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用することとする。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用にあたっては、以下の点に留意する。

- ・マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ・子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- ・感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

### (3) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

#### (学校における取組)

学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。次に掲げる事項に留意する。

- ①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
- ②地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。

以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年4月1日より適用するものとする。

上記の適用時期にかかわらず、同日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示すこととする。

#### (保育所・認定こども園等における取組)

2歳未満児のマスク着用は奨めない。2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日より適用するものとする。

## (2) 県の主な対応状況

### ①新型コロナ・インフルエンザの大規模な流行が同時期に起きる場合に備えた外来受診・療養の流れ（令和4年12月23日）

#### (1)発熱等の症状のある方のうち、重症化リスクが高い方や症状が重いなど受診を希望する方

- 発生届の対象（小学生以下の子ども、妊婦、基礎疾患がある者、65歳以上の高齢者）
  - ・かかりつけ医や発熱外来等を受診
  - ・新型コロナウイルス感染症と診断した医療機関（保健所を含む）は、対象者に対して、保健所等から連絡があるまでは、自宅で療養するよう指導を行ったうえで、保健所への届出や患者数の報告を実施

#### ○発生届の対象外

- ・登録用リーフレットにより、しまね陽性者登録センターへの登録を案内
- ・保健所への患者数の報告の実施

#### (2)発熱等の症状のある方のうち、重症化リスクが低い方で症状が軽いなど受診を希望しない方

- ・受診することなく、抗原定性検査キットによる自己検査を実施
- ・陽性の場合、しまね陽性者登録センターに自ら登録
- ・島根県フォローアップセンターの支援を受け、自宅にて療養

- (3)新型コロナ抗原検査キットによる自己検査や、無料検査で陽性となった無症状の方
- ・しまね陽性者登録センターに自ら登録
  - ・島根県フォローアップセンターの支援を受け、自宅にて療養

②抗原定性検査キットによる集中的検査

- ・新型コロナウイルス感染症の感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスター発生を防止するため、高齢者施設や障がい者施設等を対象に無料で抗原定性検査キットを配布
- ・検査キットによる集中的検査は、地域等で感染拡大が疑われる際に、施設の職員等の感染対策（施設への持ち込み対策）として実施
- ・施設の職員等を対象に、週3回の頻度で3か月間実施できる数量まで申し込みが可能

③自己検査や無料検査で陽性になった場合のしまね陽性者登録センターの登録対象者の変更（令和5年1月11日）

【変更点】

基礎疾患から「喫煙」、「肥満」を削除（1月10日から運用開始）

【変更後のしまね陽性者登録センターの登録対象者】

島根県内に在住かつ、WEBでの登録手続きが可能な方であって、以下の(1)又は(2)に該当する方

(1)症状が軽く重症化リスクの低い方（小学生以下の子ども、妊婦、基礎疾患がある者、65歳以上の高齢者を除く）で、新型コロナ抗原検査キットで陽性となった方

(※) 基礎疾患：高血圧、高脂血症、糖尿病、慢性肺疾患、喘息、慢性腎疾患、透析、慢性肝疾患、脳血管疾患、心血管疾患、悪性腫瘍

(2)新型コロナ抗原検査キットによる自己検査や、無料検査で陽性となった無症状の方

④県民への要請（変更内容）※令和5年1月31日から当面の間

【無料検査の受診】

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を2月28日までとする。

【イベント等の開催制限の緩和】

(1)「大声あり」のイベントについて、収容率上限を50%とする制限を廃止し、100%に変更

(2)「感染者が発生した際の参加者等への注意喚起のための方策を講じること」との記載を削除

	感染防止安全計画を策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率	100%	